

西宮市上下水道事業経営会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市上下水道局が運営する水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「局事業」という。）の経営改善を図るため、上下水道事業経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 経営会議は、局事業の経営改善のための長期的方針について協議、検討し、必要に応じて決定するものとする。

(議題)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）、上下水道局次長（以下「次長」という。）及び部長級の職にある者（以下「部長等」という。）は、議題を経営会議に付議することができる。

(委員)

第4条 経営会議は、管理者、次長及び上下水道総括室長を委員として組織する。

2 前項に規定する者のほか、議題に関係のある部長等及び課長（これらと同等の職にある者を含む。以下同じ。）を経営会議の委員として加える。

(議長及び副議長)

第5条 経営会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長には管理者を、副議長には次長を充てる。

3 議長は、経営会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 経営会議は、議長が招集する。この場合において議長は、第4条に規定する委員のほか、経営会議に必要と認める者を招集することができる。

2 経営会議の庶務は、第4条第2項で規定する課長のうち、議題を所管する課長が属する課（以下「庶務担当課」という。）において行う。

3 庶務担当課は、経営会議に係る資料の写し（以下「写し」という。）を上下水道総務課に送付する。

4 上下水道総務課は、前項の規定により写しの送付を受けたときは、これを保管する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、経営会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則 この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和4年6月1日から実施する。